

○志木市議会議員政務活動費交付条例

平成13年2月23日

条例第1号

改正 平成14年6月24日条例第33号

平成20年9月12日条例第24号

平成25年2月22日条例第2号

(題名改称)

平成30年12月18日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定により、志木市議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平14条例33・平20条例24・平25条例2・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対して交付する。

(平25条例2・一部改正)

(交付額及び交付方法)

第3条 政務活動費の交付額は、月額30,000円とし、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し交付する。

2 政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、4月分から9月分までについては4月30日（議員の任期が満了する年度にあつては5月31日）までに、10月分から翌年の3月分までについては10月31日までに、それぞれ交付する。ただし、各半期の途中で新たに議員となった者については、市長がその都度定めるものとする。

3 基準日に議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、当月分の政務活動費は交付しない。

(平25条例2・平30条例37・一部改正)

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、申請書を市長に提出しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(議員でなくなったときの政務活動費の返還)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員が、各半期の途中で議員でなくなったときは、その日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たるときは、当月分)以後の政務活動費を、速やかに返還しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民、相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定めるところにより、前項に規定する活動に要する経費に充てることのできるものとする。

(平25条例2・全改)

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の収支報告書を提出しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(透明性の確保)

第8条 議長は、前条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平25条例2・追加)

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、交付を受けた年度の政務活動費の総額から、政務活動費として支出した経費の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。

2 市長は、この条例の規定に違反したと認めるときは、交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(平25条例2・旧第8条繰下・一部改正)

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第7条の規定に基づき提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(平25条例2・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例2・旧第10条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第2号)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の志木市議会議員政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の志木市議会議員政務調査費交付条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年条例第37号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

（平25条例2・追加）

項目	内容
調査研究費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、日当、宿泊料等議員が行う市の事務及び地方行財政等に関する先進地の調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	講師謝金、会場費、文書通信費、交通費、参加費、日当、宿泊料等議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	資料印刷費、文書通信費、交通費、日当、宿泊料等議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会場費、資料印刷費、文書通信費、交通費、参加費、日当、宿泊料等議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、事務機器リース料等議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	書籍購入費、新聞雑誌購読料等議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	給料、手当、賃金等議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器購入費、事務機器リース料等議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

備考

- (1) 交通費、日当及び宿泊料は、志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年志木市条例第2号）第6条の規定を準用する。
- (2) 「先進地」とは、国内の先進都市又は調査研究するために必要な施設若しくは機関とする。